

NPO 法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

平成 30 年度臨時理事会議事録

今回の理事会は定款第 33 条に基づき理事長代行が招集し、対面ではなく第 36 条に基づき書面、ファクシミリあるいは電磁的方法をもって表決が行われた。

参加者数：理事総数 63 名中書面表決 54 名

- 1 第 1 号議案：胃がん X 線検診指導講師任命制度規程の改訂案の件(別添資料 1)
- 2 第 2 号議案：胃がん X 線検診読影部門 B 資格検定制度規程の改訂案の件(別添資料 2)
- 3 第 3 号議案：胃がん X 線検診指導講師任命制度規程ならびに胃がん X 線検診読影部門 B 資格検定制度規程の審議方法の変更案の件

いずれの議案についても表決者全員の賛成をもって可決された。

平成 30 年 10 月 22 日

理事長代行 杉野 吉則
議事録署名人 理事 小田 丈二
理事 富樫 聖子

胃がんX線検診指導講師任命制度規程2018年改訂案20181022版

(目的)

第1条

この規程は、NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構(以下、当法人)が、当法人の設立主旨に賛同するとともに胃がんX線検診の撮影や読影に関する基本的な知識を有する者に対して、胃がんX線検診指導講師任命試験(以下、指導講師任命試験)を実施することで、医師・放射線技師に対する教育研修事業、胃がんX線検診の精度管理評価事業、技術部門・読影部門検定事業、および学術集会開催事業に協力し、かつ胃がんX線検診指導員に対して指導的な役割を担う胃がんX線検診指導講師(以下、講師)を選任し、ひいては胃がんX線検診の精度向上に寄与することを目的として定める。

(指導講師任命試験と任命証)

第2条

1. 当法人は、本規程に従って指導講師任命試験を毎年1回実施する。
2. 当法人は、指導講師任命試験に合格した者を試験実施年の4月1日付で指導講師として登録するとともに、胃がんX線検診指導講師任命証(以下、指導講師任命証)を発行する。
3. 前項の指導講師任命証は、当法人の胃がんX線検診指導員をはじめ、当法人の会員や当法人が企画・開催する講習会の受講生ならびに他の学術団体などに対し、胃がんX線検診に関する基本的な事柄について教育・指導能力を有することを証明するものである。

第2条(改訂案)

1. 当法人は、X線検診精度管理・評価委員会に対し、新規指導講師の選任について各支部医師代表ならびに技師代表から要望があった場合のほか、X線検診精度管理・評価委員会が指導講師の選任を必要とする場合に、指導講師任命試験を実施する。
2. 各支部からの指導講師の選任要望受付期間は、毎年度8月第1月曜日から4週間とする。
3. 当法人は、指導講師任命試験に合格した者を試験実施年の4月1日付で指導講師として登録するとともに、胃がんX線検診指導講師任命証(以下、指導講師任命証)を発行する。
4. 前項の指導講師任命証は、当法人の胃がんX線検診指導員をはじめ、当法人の会員や当法人が企画・開催する講習会の受講生ならびに他の学術団体などに対し、胃がんX線検診に関する基本的な事柄について教育・指導能力を有することを証明するものである。

(指導講師任命試験実施委員会と指導講師任命試験合否判定委員会)

第3条

1. 公正かつ円滑な指導講師任命試験の実施を目的として、X線検診精度管理・評価委員長、副委員長ならびに委員若干名と支部技師代表ないしは支部医師代表からなる胃がんX

線検診指導講師任命試験実施委員会(以下、指導講師任命試験実施委員会)を、毎年11月に設置する。

2. 指導講師任命試験実施委員会の委員長は、X線検診精度管理・評価委員会が推薦した者を、X線検診精度管理・評価委員会委員長が任命する。

3. 指導講師任命試験実施委員会は、本規程に従って指導講師任命試験を企画し実施する。

4. 指導講師任命試験実施委員会の委員長は、胃がんX線検診指導講師任命試験合否判定委員会(以下、指導講師任命試験合否判定委員会)の委員長を兼務する。

5. 指導講師任命試験実施委員会の委員は、指導講師任命試験合否判定委員会の委員を兼務する。

6. 指導講師任命試験実施委員会は、指導講師として登録された者が当法人のホームページに公表された時点で解散する。

第3条(改訂案)

1. 公正かつ円滑な指導講師任命試験の実施を目的として、X線検診精度管理・評価委員長、副委員長ならびに委員若干名と**指導講師選任の要望があった**支部技師代表あるいは支部医師代表からなる胃がんX線検診指導講師任命試験実施委員会(以下、指導講師任命試験実施委員会)を、毎年8月に設置する。

2. 指導講師任命試験実施委員会の委員長は、X線検診精度管理・評価委員会が推薦した者を、X線検診精度管理・評価委員会委員長が任命する。

3. 指導講師任命試験実施委員会は、本規程に従って指導講師任命試験を企画し実施する。

4. 指導講師任命試験実施委員会の委員長は、胃がんX線検診指導講師任命試験合否判定委員会(以下、指導講師任命試験合否判定委員会)の委員長を兼務する。

5. 指導講師任命試験実施委員会の委員は、指導講師任命試験合否判定委員会の委員を兼務する。

6. 指導講師任命試験実施委員会は、指導講師として登録された者が当法人のホームページに公表された時点で解散する。

(指導講師任命試験の受験料と公示)

第4条

1. 指導講師任命試験の期日、必要な事項および受験料は、毎年度当法人のホームページに公示する。

2. 当法人は指導講師任命試験の期日、必要な事項、および受験料を別途定めることができる。

(受験資格)

第5条

1. 指導講師任命試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を備えていなければ

ばならない。

(1) 当法人の会員

(2) 胃がんX線検診指導員資格を取得後3年以上が経過し、かつ任命証を有する者

2. 指導講師任命試験実施時点での検定試験の管理者(理事長・副理事長・下部組織委員会の委員長と副委員長・事務局長・支部医師代表と支部技師代表)については受験を認めない。

第5条(改訂案)

1. 指導講師任命試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならぬ。

(1) 年会費を完納している当法人の会員

(2) 胃がんX線検診指導員資格を取得後3年以上が経過し、かつ任命証を有する者

2. 指導講師任命試験実施時点での検定試験の管理者(理事長・副理事長・下部組織委員会の委員長と副委員長・事務局長・支部医師代表と支部技師代表・支部事務局長)については受験を認めない。

3. 検定試験の管理者(理事長・副理事長・下部組織委員会の委員長と副委員長・本部事務局長・支部医師代表と支部技師代表・支部事務局長)のうち、希望する者については所定の手続きをもって胃がんX線検診指導講師任命証を発行する。

4. 前項の手続きについては、X線検診精度管理・評価委員会が別途、発行手続きと発行手数料を定めることができる。

(受験申請書類)

第6条

1. 指導講師任命試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる受験申請書類一式を当法人本部事務局より受け取り、受験申請書類正1通を所定の封筒を用いて所定の期日までに当法人本部事務局に提出するものとする。

(1) 胃がんX線検診指導講師任命試験受験申請書

(2) 胃がんX線検診指導員任命証の写し

(3) 受験料の振替払込請求書兼受領証の写し

(4) 受験票

(5) 業績目録(5年以内の学会発表・論文発表・検査件数/読影件数)

2. 前項の申請書類一式が提出されていない場合には、指導講師任命試験の受験を認めない。

第6条(改訂案)

1. 指導講師任命試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる受験申請書類一式を当法人本部事務局より受け取り、受験申請書類正1通を所定の封筒を用いて所定の期日までに当法人本部事務局に提出するものとする。

(1) 胃がんX線検診指導講師任命試験受験申請書

(2) 各支部医師代表ならびに技師代表の推薦状あるいはX線検診精度管理・評価委員会委員長の推薦状

(3) 胃がんX線検診指導員任命証の写し

(4) 受験料の振替払込請求書兼受領証の写し

(5) 受験票

(6) 業績目録（5年以内の学会発表・論文発表・検査件数/読影件数あるいは読影の補助件数）

2. 前項の申請書類一式が提出されていない場合には、指導講師任命試験の受験を認めない。

(手続き)

第7条

1. 指導講師任命試験を受けようとする者は、当法人のホームページより受験申請書類を請求する。

2. 受験申請書類の請求期間は、原則として毎年度11月第2月曜日から2週間とする。

3. 指導講師任命試験を受けようとする者は、当法人本部事務局より申請書類一式を受け取り、必要事項を記入した申請書類正1通を当法人の本部事務局に郵送する。

4. 受験申請書類の受付期間は、毎年度12月第2月曜日から1週間とする。

5. いったん納入された受験料と受験に関する費用は返還しない。

6. 当法人の本部事務局は受験申請書類一式の記載事項を点検した後に、指導講師任命試験を受けようとする者に対し個別に受験票を郵送する。

第7条(改訂案)

1. 受験申請書類は、毎年度10月末日までに本部事務局より指導講師任命試験の受験を希望する者あてに郵送する。

2. 指導講師任命試験を受けようとする者は、当法人本部事務局より申請書類一式を受け取り、必要事項を記入した申請書類正1通を当法人の本部事務局に郵送する。

3. 受験申請書類の受付期間は、毎年度11月第2月曜日から1週間とする。

4. いったん納入された受験料と受験に関する費用は返還しない。

5. 当法人の本部事務局は受験申請書類一式の記載事項を点検した後に、指導講師任命試験を受けようとする者に対し個別に受験票を郵送する。

(審査要件)

第8条

1. 指導講師任命試験の審査要件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 受験申請書類一式

(2) 指導業績

(3) 筆記試験

2. 前項の(2)指導業績の審査は、指導講師任命試験実施委員会が作成した指導業績調書

の書類審査をもって行う。

3. 前々項の(3)筆記試験は指導講師任命試験実施委員会が作成したマークシート形式または記述式問題とする。

第 8 条(改訂案)

1. 指導講師任命試験の審査要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 受験申請書類一式
- (2) 筆記試験

2. 前々項の(3)筆記試験は指導講師任命試験実施委員会が作成したマークシート形式または記述式問題とする。

(合否判定基準と合否判定)

第 9 条

1. 指導講師任命試験合否判定委員会は指導講師任命試験における合否判定基準を定める。

2. 指導講師任命試験合否判定委員会は指導業績調書の書類審査と筆記試験の合否を判定し、X 線検診精度管理・評価委員会に報告する。

(任命証と登録)

第 10 条

1. X 線検診精度管理・評価委員会は、指導講師任命試験の合否結果を理事長、運営委員会、本部事務局に文書で通知する。

2. 本部事務局は、指導講師任命試験の合否結果を受験者に通知する。

3. 本部事務局は、指導講師任命試験に合格した者を当法人の胃がんX 線検診指導講師として登録するとともに、胃がんX 線検診指導講師任命証を発行し郵送する。

第 10 条(改訂案)

1. X線検診精度管理・評価委員会は、指導講師任命試験の合否結果を運営委員会と本部事務局に文書で通知する。

2. 本部事務局は、指導講師任命試験の合否結果を受験者に通知する。

3. 本部事務局は、指導講師任命試験に合格した者を当法人の胃がんX 線検診指導講師として登録するとともに、胃がんX 線検診指導講師任命証を発行し郵送する。

(指導講師資格の更新)

第 11 条

1. 指導講師資格の更新は5年毎とする。

2. 更新には以下の各号に定める講習会・研修会・勉強会の参加によるポイント取得を要する。

- (1) 胃X線検診精度管理研究会が企画する学術集会
- (2) 教育研修委員会が企画する講習会・研修会
- (3) 各支部が企画する講習会・研修会
- (4) その他、当法人が定める講習会・研修会・勉強会

3. 当法人は前項に定めた講習会・研修会・勉強会の参加によるポイント取得要件と更新料および更新に要する手続きを別途定めることができる。

第11条(改訂案)

1. 指導講師資格の更新は5年毎とする。

2. 更新には以下の各号に定める講習会・研修会・勉強会の参加によるポイント取得を要する。

- (1) X線検診精度管理・評価委員会が配信するe-ラーニング講習
- (2) 胃X線検診精度管理研究会が企画する学術集会
- (3) 教育研修委員会が企画する講習会・研修会
- (4) 各支部が企画する講習会・研修会
- (5) その他、当法人が定める講習会・研修会・勉強会

3. 当法人は前項に定めた講習会・研修会・勉強会の参加によるポイント取得要件と更新料および更新に要する手続きを別途定めることができる。

(更新の保留)

第12条

1. 更新に必要な要件が不十分と考えられる場合など、更新ができないときは所定の書類(胃がんX線検診指導員資格更新保留申請書)を請求のうえ提出することにより更新手続きを保留することができる。

2. 保留期間中は、指導員を呼称することはできない。

(附則)

1. この規程は平成26年12月1日から施行する。ただし、平成30年度までの5年間は制度移行期間として指導講師任命試験を実施する代わりに、各支部医師代表ならびに技師代表の推薦により新任指導講師を選出する。選任の手続きは、別途X線検診精度管理・評価委員会が定めることができる。

2. 平成26年12月31日時点で、胃がんX線検診基準撮影法指導講師任命規程を廃止し、既存の基準撮影法指導講師を胃がんX線検診指導講師に任命する。

3. 平成26年12月31日時点で既存の基準撮影法指導講師から胃がんX線検診指導講師に任命された者の第1回目更新手続きは平成31年度に実施する。

4. この規程の改廃は、運営委員会の審議により2分の1以上の同意を得て、理事会の承認を要す。

4. (改訂案)この規程の改廃には、運営委員会の審議と理事会での報告を要する。

胃がんX線検診読影部門B資格検定制度規程2018年改訂案 (資料2)

(目的)

第1条

この規程は、NPO日本消化器がん検診精度管理評価機構(以下、NPO精管構)の胃がんX線検診資格審査制度規程(以下、資格審査制度規程)に従い、同規程第2条に定める資格審査として胃がんX線検診読影部門B資格検定制度(以下、読影B検定制度)を実施することで、消化器がん検診のうち主に胃がんX線検診において、読影または読影の補助に関する知識と学識を有する医師あるいは診療放射線技師、診療エックス線技師の基本的な資質を検定することを目的とする。

(読影B検定)

第2条

1. NPO精管構は、資格審査制度規程および本規程および胃がんX線検診読影部門B資格基準(以下、読影B資格基準)に従って読影B検定を実施し、これに合格し、所定の手続きを完了した者に対して胃がんX線検診読影部門B資格検定制度合格証明証(以下、読影B検定制度合格証明証)および胃がんX線検診読影部門B資格検定制度資格証明証(以下、読影B検定制度資格証明証)を発行する。

2. 前項の読影B検定制度合格証明証は、NPO精管構が他の学術団体などに対し、胃がんX線検診において基本的な読影ならびに読影の補助に関する知識と学識を有することを証明するものである。

3. 前々項の読影B検定制度資格証明証は、胃がんX線検診において基本的な読影ならびに読影の補助に関する知識と学識を有することをNPO精管構が独自に公認するものである。

(読影部門B 資格検定制度実施委員会)

第3条

1. 公正かつ円滑な読影B検定制度の実施を目的として、X線検診精度管理・評価委員若干名と支部技師代表ないしは支部医師代表、または支部医師代表と支部技師代表が推薦する基準撮影法指導講師または基準撮影法指導員からなる読影部門B資格検定制度実施委員会(以下、読影B検定制度実施委員会)を、毎年11月に設置する。

2. 読影B検定制度実施委員会の委員長は、X線検診精度管理・評価委員会が推薦した者を、X線検診精度管理・評価委員会委員長が任命する。

3. 読影B検定制度実施委員会は、資格審査制度規程と本規程に従って読影B検定を実施する。

4. 読影B検定制度実施委員会は、B検定制度資格を取得し登録された者がNPO精管構のホームページに公表された時点で解散する。

第3条 (改訂案)

1. 公正かつ円滑な読影B検定の実施を目的として、X線検診精度管理・評価委員若干名と支部技師代表ないしは支部医師代表、または支部医師代表と支部技師代表が推薦する基準撮影法指導講師または基準撮影法指導員からなる読影部門B資格検定試験実施委員会(以下、読影B検定実施委員会)を、毎年1月に設置する。

2. 読影B検定実施委員会の委員長は、X線検診精度管理・評価委員会が推薦した者を、X線検診精度管理・評価委員会委員長が任命する。

3. 読影B検定実施委員会は、資格審査制度規程と本規程に従って読影B検定を実施する。

4. 読影B検定実施委員会は、B検定資格を取得し登録された者がNPO精管構のホームページに公表された時点で解散する。

(実施と公示)

第4条

1. 読影B検定は毎年1回以上実施するものとする。

2. 読影B検定の期日および必要な事項は、毎年度NPO精管構のホームページに公示する。

(受験資格)

第5条

読影B検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

(1) 受験を申請する時点で日本国の医師免許証ないしは診療放射線技師免許証ないしは診療エックス線技師免許証を有していること。

(2) 検定の手続き(第6条の申請書類、第7条の手続きをいう)を満たしていること。

第5条 (改訂案)

読影B検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

(1) 受験を申請する時点で日本国の医師免許証、あるいは診療放射線技師免許証を有していること。

(2) 検定の手続き(第6条の申請書類、第7条の手続きをいう)を満たしていること。

(申請書類)

第6条

1. 読影B検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請書類一式を所定の封筒を用いて所定の期日までにNPO 精管構本部事務局に提出するものとする。

(1) 読影B検定受験申請書

(2) 胃X線検査読影状況調査票

(3) 受験票

(4) 医師免許証の写ないしは診療放射線技師免許証の写ないしは診療エックス線技師免許証の写

(5) 資格審査料および資格審査に関する費用の振替払込請求書兼受領証の写

(6) 受験票用返信用封筒

2. 前項の申請書類一式が提出されていない場合には、読影B検定の受験を認めない。

第6条 (改訂案)

1. 読影B検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請書類一式を所定の封筒を用いて所定の期日までにNPO 精管構本部事務局に提出するものとする。

(1) 読影B検定受験申請書

(2) 胃X線検査読影状況調査票

(3) 受験票

(4) 医師免許証の写あるいは診療放射線技師免許証の写

(5) 資格審査料および資格審査に関する費用の振替払込請求書兼受領証の写

(6) 受験票用返信用封筒

2. 前項の申請書類一式が提出されていない場合には、読影B検定の受験を認めない。

(手続き)

第7条

1. 読影B検定を受けようとする者は、NPO精管構のホームページ上で受験申請書類を請求する。

2. 申請書類の請求期間は、原則として毎年度7月第2月曜日から4週間とする。

3. 読影B 検定を受けようとする者は、NPO 精管構本部事務局より申請書類一式を受け取り、必要事項を記入した申請書類正1通に資格審査料および資格審査に関する費用の振替払込請求書兼受領証の写を添付し、NPO 精管構本部事務局に郵送する。

4. 申請書類の受付期間は、毎年度8月第2月曜日から3週間とする。

5. いったん納入された資格審査料と資格審査に関する費用は返還しない。

6. NPO 精管構本部事務局は申請書類一式の記載事項を点検した後に、読影B 検定を受けようとする者に対し個別に受験票を郵送するとともに、読影B 検定の開催地のある支部事務局に対し、読影B検定を受けようとする者の読影B 検定受験申請書を一括して郵送する。

第7条 (改訂案)

1. 読影B検定を受けようとする者は、NPO精管構のホームページ上で受験申請書類を請求する。

2. 申請書類の請求期間は、原則として毎年度2月第2火曜日から4週間とする。

3. 読影B 検定を受けようとする者は、NPO 精管構本部事務局より申請書類一式を受け取り、必要事項を記入した申請書類正1通に資格審査料および資格審査に関する費用の振替払込請求書兼受領証の写を添付し、NPO 精管構本部事務局に郵送する。

4. 申請書類の受付期間は、毎年度4月第1月曜日から3週間とする。
5. いったん納入された資格審査料と資格審査に関する費用は返還しない。
6. NPO 精管構本部事務局は申請書類一式の記載事項を点検した後に、読影B 検定を受けようとする者に対し個別に受験票を郵送するとともに、読影B 検定の開催地のある支部事務局に対し、読影B検定を受けようとする者の読影B 検定受験申請書を一括して郵送する。

(資格審査要件)

第8条

1. 読影B検定の資格審査の要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請書類一式
- (2) 胃がんX線検診読影部門B資格講習の受講実績
- (3) 筆記試験

2. 筆記試験はマークシート形式とし、印刷されたX線写真ないしは画像を見て回答する画像問題と、文章のみからなる問題文を見て回答する文章問題とする。その出題範囲は、胃がん検診におけるX線検査・撮影法・読影法のほか、胃を中心とした解剖やX線所見用語、胃がん検診に関する統計・集計、癌を中心とした胃疾患の撮影と読影に関連する基本的な臨床・病理学的事項等が含まれる。

(合否判定)

第9条

1. 読影B検定実施委員会は前条第3号の実施結果を読影部門検定委員会に報告する。
2. 読影部門検定委員会は読影部門合否判定小委員会とともに技術B検定の合否を判定し、X線検診精度管理・評価委員会と運営委員会に報告する。

第9条 (改訂案)

1. 読影B検定実施委員会は、前条第1項の結果を読影部門検定委員会に報告する。
2. 読影部門合否判定小委員会は読影部門検定委員会とともに技術B検定の合否を判定し、X線検診精度管理・評価委員会に報告する。
3. X線検診精度管理・評価委員会は、合否判定結果を運営委員会および本部事務局に報告する。

(証明書と登録)

第10条

1. 読影部門検定委員会は読影B検定の合否結果を、理事長および、申請者の住居ないしは勤務地のある支部医師代表と支部技師代表に通知する。
2. NPO精管構本部事務局は、読影B検定の合否を読影B検定を受けた者に通知する。
3. 読影B検定に合格した者は、当NPO法人以外の学術団体や組織に対して技術B 検定に合格したことを証明する「読影B 検定合格証明証」ないしは当法人が独自に読影B 検定に合

格したことを証明する「読影B検定資格証明証」、もしくはその両方の発行を申請することができる。

4. 「読影B検定合格証明証」ないしは「読影B検定資格証明証」の発行と読影部門B 資格の登録を希望する者は、NPO精管構本部事務局より所定の発行申請書を受け取り必要事項を記入し、証明証発行および資格登録料の振替払込請求書兼受領証の写を添えてNPO精管構本部事務局に郵送する。

5. NPO 精管構本部事務局は、「読影B 検定合格証明証」ないしは「読影B 検定資格証明証」もしくはその両方の発行手続きを完了した者に証明証を発行し、読影B 検定の資格を取得した者としてNPO 精管構に登録する。

第 10 条 (改訂案)

1. X線検診精度管理・評価委員会 は読影B検定の合否結果を、申請者の住居あるいは勤務地のある支部医師代表と支部技師代表に通知する。

2. NPO精管構本部事務局は、読影B検定の合否を読影B検定を受けた者に通知する。

3. 読影B検定に合格した者は、当NPO法人以外の学術団体や組織に対して技術B 検定に合格したことを証明する「読影B 検定合格証明証」あるいは当法人が独自に読影B検定に合格したことを証明する「読影B検定資格証明証」、もしくはその両方の発行を申請することができる。

4. 「読影B検定合格証明証」あるいは「読影B検定資格証明証」の発行と読影部門B資格の登録を希望する者は、NPO精管構本部事務局より所定の発行申請書を受け取り必要事項を記入し、証明証発行および資格登録料の振替払込請求書兼受領証の写を添えてNPO精管構本部事務局に郵送する。

5. NPO精管構本部事務局は、「読影B検定合格証明証」あるいは「読影B 検定資格証明証」もしくはその両方の発行手続きを完了した者に証明証を発行し、読影B検定の資格を取得した者としてNPO精管構に登録する。

(読影B検定資格の更新)

第 11 条

1. 読影B検定の資格更新は5年毎とする。

2. 更新には、読影B検定の資格を取得していることをNPO 精管構が証明する読影B 検定合格証明証ないしは読影B検定資格証明証を要する。

3. 更新には、当法人が指定する講習ないしは講習会の受講と検定試験の受験を要する。

4. 更新の合否決定は、読影部門検定委員会が行う。

第 11 条(改訂案)

1. 読影B検定の資格更新は5年毎とする。

2. 更新には、読影B検定の資格を取得していることをNPO 精管構が証明する読影B 検定合格証明証あるいは読影B 検定資格証明証を要する。

3. 更新には、当法人が指定する**学術集会の参加と講習会・講習の受講**と検定試験の受験を要する。

4. 更新の合否決定は、読影部門検定委員会が**読影部門合否判定小委員会とともに**行う。

(更新の保留)

第12条

1. 更新に必要な要件が不十分と考えられる場合など、更新ができないときは所定の書類(胃がんX線検診技術部門B資格更新保留申請書)を請求のうえ提出することにより更新手続きを保留することができる。

2. 保留期間は1年ないし2年の年度単位とし、最長でも2年間を限度とする。

3. 保留期間中は、読影B検定資格取得者と呼称することはできない。

4. 保留期間終了後の更新年度から5年間を再登録期間とする。

(附則)

1. この規程は平成24年11月18日から施行する。

2. この規程の改廃は、運営委員会の審議により2分の1以上の同意を得て、理事会の承認を要する。

2. (改訂案)この規程の改廃には、運営委員会の審議と理事会での報告を要する。

3. 平成24年度読影B検定では第7条(手続き)における申請書類の請求期間と受付期間を別途定め、当法人のホームページ上に告示する。